

# 山形県公報

平成27年12月25日 (金) 第2709号

毎週火・金曜日発行

#### 次 目

#### 則 規

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○特定個人情報の保護の特例に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則······(情報企画課)···1541
○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則を廃止する
規則
○山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する
規則( 同 )… 同
○山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(子ども家庭課)… 同
○山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則( 同 ) …1546
○山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正
する規則( 同 )…1554
〇山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…(障がい福祉課)… 同
○山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する
規則の一部を改正する規則( 同 ) …1559
○山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する
規則
○山形県立職業能力開発校に関する規則等の一部を改正する規則(雇用対策課)…1565
告示
○農用地利用配分計画の認可(農政企画課)… 同
○種畜証明書の交付····································
○家畜伝染病発生の届出······ ( 同 ) ··· 同
○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了(庄内総合支庁農村計画課)… 同
○道路の区域の変更····································
○一般国道の供用の開始····································
○河川区域の変更による廃川敷地等·······(河 川 課) ··· 同
○開発行為に関する工事の完了······ 同
○同 ····································
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程······(会計局) ··· 同
議 会 関 係
告 示
○山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程 同

# 教育委員会関係

規  則
○山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則1571 公安委員会関係
規  則
○山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 同
選挙管理委員会関係
告 示
○政治団体の設立・・・・・・1572
○政治団体の届出事項の異動・・・・・・ 同
<ul><li>○政治団体の解散・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
<ul><li>○資金管理団体の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
○貞金官垤団体の指定の取得 ○山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程… 同
人事委員会関係
規  則
○山形県人事委員会規則1-2(山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 規則)の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○山形県人事委員会規則 4 − 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則······1575
企業局関係
○山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程 同
病院事業局関係
○山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程 同
○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程1576
○山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程 同
公 <u>告</u>
○大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見(商業・県産品振興課)…1577
○駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格者認定考査の実施(公安委員会)… 同
○平成26年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表(監 査 委 員)…1579
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する
る。 平成27年12月25日
山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第68号

# 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年2月県規則第11号)の一部を 次のように改正する。

第2条の5第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定個人情報の保護の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第69号

# 特定個人情報の保護の特例に関する規則の一部を改正する規則

特定個人情報の保護の特例に関する規則(平成27年10月県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別記様式」を「別記様式第1号」に改める。

第3条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

(委任による代理人の保有特定個人情報の開示請求)

- 第3条 保護特例条例第8条に規定する本人の委任による代理人(以下「委任による代理人」という。)が本人に 代わってする保有特定個人情報の同条第1号の開示請求については、保護条例第11条第3項に規定する書面は、 保有特定個人情報開示請求書(別記様式第2号)によるものとする。
- 2 前項の開示請求についての保護条例第11条第3項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 委任による代理人が本人に代わって保護特例条例第8条第1号の開示請求をする場合における本人の氏名及び住所
  - (2) 希望する開示の方法
  - (3) 希望する開示を行う場所

(委任による代理人であることを証明するために必要な書類)

第4条 委任による代理人であることについての保護条例第11条第4項(保護条例第14条第3項、第17条第5項及び第20条第3項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、委任による代理人に係る運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他の委任による代理人である者であることを確認するために実施機関が適当と認める書類及び委任状(開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする日前30日以内に作成され、本人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする日前30日以内に作成されたもの)が添付されたもの)とする。

(委任による代理人の保有特定個人情報の訂正請求)

- 第5条 委任による代理人が本人に代わってする保有特定個人情報の保護特例条例第8条第2号の訂正請求については、保護条例第17条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報訂正請求書(別記様式第3号)によるものとする。
- 2 前項の訂正請求についての保護条例第17条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、委任による代理人が本人に代わって保護特例条例第8条第2号の訂正請求をする場合における本人の氏名及び住所とする。

(委任による代理人の保有特定個人情報の利用停止請求)

- 第6条 委任による代理人が本人に代わってする保有特定個人情報の保護特例条例第8条第3号の利用停止請求については、保護条例第20条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止請求書(別記様式第4号)によるものとする。
- 2 前項の利用停止請求についての保護条例第20条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、委任による代理 人が本人に代わって保護特例条例第8条第3号の利用停止請求をする場合における本人の氏名及び住所とする。 別記様式を別記様式第1号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

式第2号					
	保有特定個人情報開示請求書				
			年	月	日
(実施機関名)					
	殿				
	氏。	名			
	住	所			
		郵便番号			
	('	電話番号			
特定個人情報の	保護の特例に関する条例第8条の規定に基づき、山形県個人	人情報保	護条例	第11条の	規定
り、次のとおり保	有特定個人情報の開示を請求します。				
開示請求に係る					
保有特定個人情					
報の内容					
請求者の区分	   □ 本人の委任による代理人				
本人の氏名及び	日本人の委任による下陸人				
住所					
L-1/	1 文書、図画、写真又はフィルムの場合				
	□ 閲覧				
	□ 周元   □ 写しの交付(郵送による交付の希望 □有)				
	2 電磁的記録の場合				
希望する開示の	□ 閲覧又は視聴				
方 法	□ 関見スは祝郷   □ 用紙に出力したものの交付(郵送による交付の希望	口右)			
	□ 複製物の交付(郵送による交付の希望 □有)	山有)			
	一 複数物の文件 (郵送による文件の布室 口行)   ※ 技術的事情等により希望した方法による開示を実施す	トステレチ	ボブキナ	a).v担人·	がねり
	※ 12個的事情等により布室したが伝による開小を美地ります。	めここと	14 ( 2 /	よ ( '勿'口 )	11 a) 1
	□ 行政情報センター(県庁)				
	□ 総合支庁窓口( )				
希望する開示を	□ 出先機関窓口( )				
行 う 場 所	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				
	□ 地方独立行政法人( )				
	□ 地方独立行政伝入( )				
(注) 1 各欄に	必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。	0			
2 「開示	請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を請求す	る保有特	定個人	情報が特	存定で
よう具体	的に記入してください。				
3 請求の	際は、本人の委任による代理人である者であることを証明で	するため	に必要	な書類	(運転
証、健康	保険の被保険者証、旅券等)を提出し、又は提示してくださ	い。			
4 3の書	類のほか、その資格を証明する書類として、委任状(請求を	する日前	30日以	内に作成	えされ
人の押印	した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請:	求をする	日前30	日以内に	作成
たもの)	が添付されたもの)を提出してください。				
実施機関記入欄	(以下の欄は、記入しないでください。)				
ナレの禾灯					
本人の委任	海転布許証 □ 健康保险の無保险者証 □ 按坐				
	運転免許証 □ 健康保険の被保険者証 □ 旅券				
·	その他(				
確 認 □					
資格確認□	委任状 (□ 印鑑登録証明書 )				
受付年月日	—————————————————————————————————————				

保有特定個人情報訂正請求書  年 月  (実施機関名)  殿  氏名 住所 (郵便番号 (電話番号  特定個人情報の保護の特例に関する条例第8条の規定に基づき、山形県個人情報保護条例第17条 9、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。  訂正請求に係る 保有特定個人情報の計正を請求します。  訂正 を 求 め る 内 容 請求者の区分 □ 本人の委任による代理人 本人の氏名及び 住所 (電話番号  (建 1 を欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。 2 「訂正請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を受けた保有特定個人情報のう請求する保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を受けた保有特定個人情報のう請求する保有特定個人情報の内容」の欄は、別示を受けた保有特定個人情報の方。 諸求の際は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提さい。 5 請求の際は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明するために必要な書類証、健康保険の被保険者証、旅券等)を提出し、又は提示してください。 6 5 の書類のほか、その資格を証明する書類として、委任状(請求をする目前30日以内に作人の押印した可能に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする目前30日以内に作人の押印した可能に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする目前30日以内に作人の押印した可能に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする目前30日以内に作人の表任による代理 □ 運転免許証 □ 健康保険の被保険者証 □ 旅券人である者 □ その他 ( □ 印鑑登録証明書 )	第3号				
(実施機関名)		保有特定個人情報訂正請求書			
			年	月	日
氏名 (住所 (郵便番号 (電話番号  特定個人情報の保護の特例に関する条例第8条の規定に基づき、山形県個人情報保護条例第17条 り、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。  訂正請求に係る 保有特定個人情報の内容	(実施機関名)	即			
住所 (郵便番号 (電話番号 特定個人情報の保護の特例に関する条例第8条の規定に基づき、山形県個人情報保護条例第17条 り、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。					
(郵便番号 (電話番号) 特定個人情報の保護の特例に関する条例第8条の規定に基づき、山形県個人情報保護条例第17条 り、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。 訂正請求に係る 保有特定個人情報の内容 開求者の区分 本人の委任による代理人 本人の氏名及び 住所 (電話番号) (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。 2 「訂正請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を受けた保有特定個人情報のう 請求する保有特定個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。 3 「訂正を求める内容」の欄は、どのように訂正することを求めるのか具体的に記入してく 4 請求の際は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提 さい。 5 請求の際は、本人の委任による代理人である者であることを証明するために必要な書類 証、健康保険の被保険者証、旅券等)を提出し、又は提示してください。 6 5の書類のほか、その資格を証明する書類として、委任状(請求をする目前30日以内に作 人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする目前30日以内に作 人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする目前30日以内に作 人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする目前30日以内に作 人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする目前30日以内 たもの)が添付されたもの)を提出してください。) 本人の委任 による代理 □ 運転免許証 □ 健康保険の被保険者証 □ 旅券 人である者 □ その他 ( )					
特定個人情報の保護の特例に関する条例第8条の規定に基づき、山形県個人情報保護条例第17条9、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。    訂正請求に係る		1	号		)
り、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。					)
り、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。	特定個人情報の	R護の特例に関する条例第8条の規定に基づき、山形県個人情報	保護条例	第17条の	の規定によ
保有特定個人情報の内容 (開示を受けた年月日 年 月 訂 正 を 求 め る 内 容 請求者の区分 □ 本人の委任による代理人本人の氏名及び 住所 (電話番号)  (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。 2 「訂正請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を受けた保有特定個人情報のう請求する保有特定個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。 3 「訂正を求める内容」の欄は、どのように訂正することを求めるのか具体的に記入してく4 請求の際は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提さい。 5 請求の際は、本人の委任による代理人である者であることを証明するために必要な書類証、健康保険の被保険者証、旅券等)を提出し、又は提示してください。 6 5の書類のほか、その資格を証明する書類として、委任状(請求をする日前30日以内に作人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする日前30日以内にための)が添付されたもの)を提出してください。  李人の委任による代理 □ 運転免許証 □ 健康保険の被保険者証 □ 旅券人である者 □ その他( ) 第番				214 - 1214	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
報の内容 (開示を受けた年月日 年 月 訂 正 を 求 め る 内 容 請求者の区分 □ 本人の委任による代理人 本人の氏名及び 住所 (電話番号 (電話番号 ) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。 2 「訂正請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を受けた保有特定個人情報のう 請求する保有特定個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。 3 「訂正を求める内容」の欄は、どのように訂正することを求めるのか具体的に記入してく 4 請求の際は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提さい。 5 請求の際は、本人の委任による代理人である者であることを証明するために必要な書類 証、健康保険の被保険者証、旅券等)を提出し、又は提示してください。 6 5の書類のほか、その資格を証明する書類として、委任状(請求をする日前30日以内に作人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする日前30日以内に作人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする日前30日以内たもの)が添付されたもの)を提出してください。 実施機関記入欄(以下の欄は、記入しないでください。) 本人の委任による代理 □ 運転免許証 □ 健康保険の被保険者証 □ 旅券 しである者 □ その他 ( ) 値 認 資格 確認 □ 委任状 ( □ 印鑑登録証明書 )	訂正請求に係る				
正 を 求 め る 内 容   請求者の区分 □ 本人の委任による代理人 本人の氏名及び   住所	保有特定個人情				
勝る 内容		(開示を受けた年月日	年	月	日)
請求者の区分 本人の氏名及び 住所  (電話番号  (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。 2 「訂正請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を受けた保有特定個人情報のう請求する保有特定個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。 3 「訂正を求める内容」の欄は、どのように訂正することを求めるのか具体的に記入してく4 請求の際は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提さい。 5 請求の際は、本人の委任による代理人である者であることを証明するために必要な書類証、健康保険の被保険者証、旅券等)を提出し、又は提示してください。 6 5の書類のほか、その資格を証明する書類として、委任状(請求をする目前30日以内に作人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする目前30日以内たもの)が添付されたもの)を提出してください。  実施機関記入欄(以下の欄は、記入しないでください。)  本人の委任による代理 □ 運転免許証 □ 健康保険の被保険者証 □ 旅券人である者 □ その他(  確 認 資格確認 □ 委任状 (□ 印鑑登録証明書 )					
本人の氏名及び   住所	, , , ,	ローナーの矛がストス仏冊!			
(産話番号) (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。 2 「訂正請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を受けた保有特定個人情報のう請求する保有特定個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。 3 「訂正を求める内容」の欄は、どのように訂正することを求めるのか具体的に記入してく4 請求の際は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提さい。 5 請求の際は、本人の委任による代理人である者であることを証明するために必要な書類証、健康保険の被保険者証、旅券等)を提出し、又は提示してください。 6 5の書類のほか、その資格を証明する書類として、委任状(請求をする日前30日以内に作人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする日前30日以内たもの)が添付されたもの)を提出してください。  李施機関記入欄(以下の欄は、記入しないでください。)  本人の委任による代理 □ 運転免許証 □ 健康保険の被保険者証 □ 旅券 ○ その他( )   確 認   資格確認 □ 委任状 (□ 印鑑登録証明書 )		□ 本人の会任による11年人			
(注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。 2 「訂正請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を受けた保有特定個人情報のう請求する保有特定個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。 3 「訂正を求める内容」の欄は、どのように訂正することを求めるのか具体的に記入してく4 請求の際は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提さい。 5 請求の際は、本人の委任による代理人である者であることを証明するために必要な書類証、健康保険の被保険者証、旅券等)を提出し、又は提示してください。 6 5の書類のほか、その資格を証明する書類として、委任状(請求をする目前30日以内に作人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書(請求をする目前30日以内たもの)が添付されたもの)を提出してください。  実施機関記入欄(以下の欄は、記入しないでください。)  本人の委任による代理 □ 運転免許証 □ 健康保険の被保険者証 □ 旅券 人である者 □ その他( )  確 認 資格確認 □ 委任状 (□ 印鑑登録証明書 )		(電話番号			)
	請求する(3 「訂正: 4 請求の) さ 請 は い。 5 請 健康(6 5 の 押の) が た も の が で で も の が で で で で で で で で で で で で で で で で で で	Ra有特定個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。 出来める内容」の欄は、どのように訂正することを求めるのか具体 に、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を に、本人の委任による代理人である者であることを証明するた に、本人の委任による代理人である者であることを証明するた に、本人の委任による代理人である者であることを証明するた には、本人の委任による代理人である者であることを証明するた には、本人の委任による代理人である者であることを証明するた には、本人の委任による代理人である者であることを証明するた には、本人の委任による代理人である者であることを証明するた には、本人のでください。 は、これには、記入しないでください。) には、記入しないでください。) には、記入しないでください。) には、記入しないでください。) には、記入しないでください。)	的に記入 提出し、 めに必要 前30日以	してく7 又は提売 な書類 内に作品	ださい。 示してく7 (運転免記 戏され、2
受付年月日   日	受付年月日	年 月 日			
備考	備考				

				保有特,	定個人	情報利用係						
				NK LI JA )			产止請求	書		<b>F</b>	н	
(実施機関名	名)									年	月	目
		殿						E	七名			
									È所 (郵便番	号		
									(電話番	号		
特定個人情 )、次のとお							づき、L	山形県個	人情報	保護条例	第20条	の規定
利用停止請求 係る保有特定												
人情報の内容	·						(開示を	を受けた	年月日	年	月	日)
利用停止をする内容及び理	求め  -	□ 利用の	り停止	□ 消	去	□ 提供	の停止					
請求者の区		□ 本人の	の委任に	よる代理	2人							
本人の氏名及	タで											
注) 1 各 2 「 用停 3 「 さい、	欄に必 利用係 止を記 利用係	正請求に 請求する保 正止を求め	係る保存 有特定( る内容)	有特定個 固人情報 及び理由	人情報 が特定   の欄	にレ印を記の内容」のできるようは、利用体	)欄は、 う具体的 停止を求	開示を受 に記入し める内容	をけた保 してくだ 字及び理	有特定値 さい。 由を具体	体的に記	入して
2 「 用停 3 「 3 さい 4 請 証、 5 4	欄に必 利用係 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	正請求に 請求する保 正を求め 禁は、本人 と険の被保 員のほか、	係る保存 有特定( る内容) の委任 険者証、 その資材	有特定個 固人情報 及び理由 による代 旅券等 各を証明	人がり 理をおる 建ま	の内容」の できるよう は、利用体 である者で 出し、又に 類として、	の欄は、 5 具体的 停止を求 あること は提示し 委任状	開示を受 に記入し める内容 とを証明 て (請求を	い。 をけた保 で及び理 するた。 とする日	有特定値 さい。 由を具体 めに必要 前30日以	本的に記 な書類 人内に作	入して (運転 成され
注) 1 各 2 「 用停 3 「 4 請 証、 5 4	欄に必 利用係 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	正請求に 請求する保 正を求め 禁は、本人 と険の被保 員のほか、	係る保存 有特定( る内容) の委任 、の委任 、の委任 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の	有特定個 固人情報 及び理由 による代 旅券等 各を証明 を機関が	人が 理 す 適情特の 人をる当を欄 で提書と	の内容」の では、利用体 では、あるよいし あるし、して、 りと いる の内容 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	の欄は、 5 具体的 停止を求 あること は提示し 委任状	開示を受 に記入し める内容 とを証明 て (請求を	い。 をけた保 で及び理 するた。 とする日	有特定値 さい。 由を具体 めに必要 前30日以	本的に記 な書類 人内に作	入して (運転 成され
注) 1 各 2 「 3 「 4 証 4 証 5 人 た を を 機関 記入	欄和用を記述の相ののは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	正請求に 請求する保 以上を求め は、本人 と険のほか、 た印鑑に たいなれ	係る保存 有特定( の委任、 の委任、 を を る を る を を る の を る た の を る た の る た る り る り る り る り る り る り る り と り る り り り り	有特定個』 国人情報 及び理由。 による代 旅券等明 を機関が を提出	人が」 理 す適し特の 人をる当て をるまて	の内容」の内容」の内容」の内容」の内容。 では、ある。 はある。 はある。 はなるのでは、 はい。 はい。	の欄は、 5 具体的 停止を求 あること は提示し 委任状	開示を受 に記入し める内容 とを証明 て (請求を	い。 をけた保 で及び理 するた。 とする日	有特定値 さい。 由を具体 めに必要 前30日以	本的に記 な書類 人内に作	入して (運転 成され
注) 1 各 2 「: 3 「: 4 話 5 4 たも	欄利止利。求健の押の欄(ロール)の保護に関する。「は、「は、「は、「は、」」がは、「は、「は、」」がは、「は、「は、」」がは、「は、「は、」」がは、「は、「は、」がは、「は、」がは、「は、」がは、「は、「は、」がは、「は、「は、」がは、「は、」は、「は、」がは、「は、」は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、は、は、は、	正請求に 請求する求 は、本人 は、本人 はののい が添けされ は下の欄は	係有るの険そ係た、の険そ係た、	有特情報 超 と に 旅 を 機 表 を 機 提 出 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	人が」  理 す適し く  情特の  人をる当て だ  報定欄  で提書とく  さ	の内容」の内容」の内容」の内容」の内容。 では、ある。 はある。 はある。 はなるのでは、 はい。 はない。	の欄は、	開示を受し、	い。 をけた保 で及び理 するた。 とする日	有特定値 さい。 由を具体 めに必要 前30日以	本的に記 な書類 人内に作	入して (運転 成され
注) 1 名 2 用 3 4 証 5 人た 関 委代る 人よで 人よで 人よで も して も り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	欄利止利。求健の押の欄	正請求に保 請求する求 は、本族のは印 が添けたが は、 でのは が添けた は、 での は が が は、 での は が が が が が が が が り の り の り の り の り が し 、 に が し 、 に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に	係有る の険そ係た 、 正 の	有特人で は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	人が」  理 す適し く  除  情特の 人をる当て だ  の)  報定欄 で提書とく さ   ぞ)	の内容」の内容」の内容、の内容、 は あるしとめさい。 は あるしとめい。 は 保険者 証 は のいま は 保険者 かい は 保険者 かい は 保険者 かい は に いき は かい は に いき は かい は に は に は に は に は に は に は に は に は に は	の欄は、	開示を受し、	い。 をけた保 で及び理 するた。 とする日	有特定値 さい。 由を具体 めに必要 前30日以	本的に記 な書類 人内に作	入して (運転 成され
注) 1 2 3 4 1 5 人た 記 任理者 認	欄利止利。求健の押の欄	正請求に保め 保険のほかが 大下の 横下の 他 ( ) 軍転他 ( )	係有る の険そ係た 、 正 の	有特人で は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	人が」  理 す適し く  除  情特の 人をる当て だ  の)  報定欄 で提書とく さ   ぞ)	の内容」の内容」の内容、の内容、 は あるしとめさい。 は あるしとめい。 は 保険者 証 は のいま は 保険者 かい は 保険者 かい は 保険者 かい は に いき は かい は に いき は かい は に は に は に は に は に は に は に は に は に は	の欄は、	開示を受し、	い。 をけた保 で及び理 するた。 とする日	有特定値 さい。 由を具体 めに必要 前30日以	本的に記 な書類 人内に作	入して (運転 成され
注) 1245E本に人確 資345人た 記 委代る4証 人た 記 任理者認 認	欄利止利。求健の押の欄	正請求に保め 保険のほかが 大下の 横下の 他 ( ) 軍転他 ( )	係有る の険そ係た 、 正 の	有特人で は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	人が」  理 す適し く  除  情特の 人をる当て だ  の)  報定欄 で提書とく さ   ぞ)	のでは ぎ出類認だ い 女保 )	の欄は、 う 具を お ま 委 登	開示を受しないとて(明記)をく請書がおり、旅券	い。 をけた保 で及び理 するた。 とする日	有特定値 さい。 由を具体 めに必要 前30日以	本的に記 な書類 人内に作	入して (運転 成され
注) 12345基本に人確 資 受名 期 さ 証 人た 記 委代る 確 月4546日 本 正 人た 記 任理者認 認 日	欄利止利。求健の押の欄	正請求に保め 保険のほかが 大下の 横下の 他 ( ) 軍転他 ( )	係有る の険そ係た 、 正 の	有特人で は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	人が」  理 す適し く  除  情特の 人をる当て だ  の)  報定欄 で提書とく さ   ぞ)	のでは ぎ出類認だ い 女保 )	の欄は、 う 具を お ま 委 登	開示を受しないとて(明記)をく請書がおり、旅券	い。 をけた保 で及び理 するた。 とする日	有特定値 さい。 由を具体 めに必要 前30日以	本的に記 な書類 人内に作	入して (運転 成され

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則をここに公布する。 平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

#### 山形県規則第70号

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県個人番号の利用に関する条例(平成27年12月条例第60号。以下「条例」という。)の 施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

- 第2条 条例別表第1第1項の規則で定める事務は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第7項に規 定する医療受給者証に関する事務とする。
- 2 条例別表第1第2項の規則で定める事務は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による県税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする。
- 3 条例別表第1第3項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条 第1項又は第31条の6第1項の規定による資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務とする。
- 4 条例別表第1第4項の規則で定める事務は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号) 第7条第4項に規定する医療受給者証に関する事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び規則で定める特定個人情報)

- 第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は、児童福祉法第19条の3第7項に規定する医療受給者証に関する事務とし、同表第1項の規則で定める情報は、当該医療受給者証に係る医療費支給認定(同法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定をいう。)若しくは医療費支給認定の変更の認定(同法第19条の5第2項の規定による医療費支給認定の変更の認定をいう。)を受けた小児慢性特定疾病児童等(同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。)又は医療費算定対象世帯員(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第22条第2項に規定する医療費算定対象世帯員をいう。)に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第1項の規定による支給認定者とくは同法第10条第2項の規定による支給認定の変更の認定に関する情報とする。
- 2 条例別表第2第2項の規則で定める事務は、地方税法の規定による県税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該調査に係る次に掲げる情報とする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次に掲げる情報
    - イ 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する情報
    - ロ 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更に関する情報
    - ハ 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する情報
    - ニ 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する情報
    - ホ 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
    - へ 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する情報
    - ト 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第 2項の徴収金の徴収を含む。)に関する情報
  - (2) 公営住宅法 (昭和26年法律第193号) の規定による公営住宅 (同法第2条第2号に規定する公営住宅をい う。) の管理に関する次に掲げる情報
    - イ 公営住宅法第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定に関する情報
    - ロ 公営住宅法第16条第4項(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃若 しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免に関する情報
    - ハ 公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する情報
    - 二 公営住宅法第19条 (同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予に関する情報
    - ホ 公営住宅法第25条第1項の入居者の決定に関する情報
    - へ 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認に関する情報
    - ト 公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡しの請求に関する情報
    - チ 公営住宅法第29条第5項の家賃の決定又は同条第6項の金銭の徴収に関する情報
    - リ 公営住宅法第29条第7項の期限の延長に関する情報

- ヌ 公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する情報
- ル 公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等に関する情報
- ヲ 公営住宅法第48条の条例で定める事項として山形県県営住宅条例(昭和37年3月県条例第23号)で定める 県営住宅(同条例第2条第1号に規定する県営住宅をいう。)の管理に関する情報
- 3 条例別表第2第3項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項又は第31条の6第1項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表第3項の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は申請を行う者の母若しくは父に係る児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報とする。
- 4 条例別表第2第4項の規則で定める事務は、難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項に規定する 医療受給者証に関する事務とし、同表第4項の規則で定める情報は、当該医療受給者証に係る支給認定(同法第 7条第1項に規定する支給認定をいう。)若しくは支給認定の変更の認定(同法第10条第2項の規定による支給 認定の変更の認定をいう。)を受けた指定難病(同法第5条第1項に規定する指定難病をいう。)の患者又は医療 費算定対象世帯員(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成26年政令第358号)第1条第2項に規 定する医療費算定対象世帯員をいう。)に係る児童福祉法第19条の3第3項の規定による医療費支給認定若しく は同法第19条の5第2項の規定による医療費支給認定の変更の認定に関する情報とする。

#### 附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則を廃止する規則をここに公布する。 平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

## 山形県規則第71号

## 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則を廃止する規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則(平成16年1月県規則第3号)は、廃止する。

# 附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

#### 山形県規則第72号

# 山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成19年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号口を次のように改める。

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3 条第1項に規定する署名用電子証明書

# 附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 山形県規則第73号

## 山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和39年12月県規則第84号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
  - イ 申請者(法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のな

別記様式第1号(1)中

い女子で現に児童を扶養しているもの」という。)として貸付けを受けようとする者に限る。)又は申請者 (配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに扶養されている児童 (法第13条第1項に規定する20歳 以上である子その他これに準ずる者を含む。)として貸付けを受けようとする者に限る。)の母が児童扶養手 当法 (昭和36年法律第238号)第6条第1項の認定を受けている者である場合 児童扶養手当証書の写し又 は福祉事務所長の証明書

ロ イ以外の場合 法第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)であることを証する書類

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、山形県個人番号の利用に関する条例(平成27年12月県条例第60号)第3条第2項の規定により同項に 規定する特定個人情報であつて前項第2号イに定める書類と同一の内容を含むものを利用することができるとき は、当該書類の添付を省略させることができる。

第16条の3第1項第2号を次のように改める。

- (2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
  - イ 申請者(法第6条第6項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。)として貸付けを受けようとする者に限る。)又は申請者(配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに扶養されている児童(法第31条の6第1項に規定する20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。)として貸付けを受けようとする者に限る。)の父が児童扶養手当法第6条第1項の認定を受けている者である場合 児童扶養手当証書の写し又は福祉事務所長の証明書
- ロ イ以外の場合 配偶者のない男子であることを証する書類

第16条の3第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第2条第2項の規定は、前項第2号イに定める書類について準用する。 第17条第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

									(男子用)					受	付	印
		貸付沒	央定者	番号												
	フ	IJ		ナ					男・女				年	月	F	日生
	氏	11		名上												
申	フ 住	リ 		ナ 所	郵便番号											
請	電	話	番	号	自宅				携帯電話	f						
者	勤	名		称						職	業					
	務先	せ		ナ 所	郵便番号					信	E話番					
	収	I		入												`
					月収	円 母子(父子· (配偶者	(表 · 寡婦) <sup>-</sup>	福祉資金	金貸付申	請書						)
		貸付泊			ЛИ	母子(父子)	(表 · 寡婦) <sup>-</sup>	面) 福祉資金		請書	27	き付	印	本人	、確認	
	1		央定社	番号	ЛИ	母子(父子)	(表 · 寡婦) <sup>-</sup>	面) 福祉資金 ズ子又は	(男子用)	請書	Z.7.	计付	印	本人	、確認	
	フ		決定者	番号	ЛИ	母子(父子)	(表 · 寡婦) <sup>-</sup>	面) 福祉資金 ズ子又は				· 付				<b>忍欄</b>
	フ氏	IJ	<b>光</b> 定え	番号	ЛИ	母子(父子)	(表 · 寡婦) <sup>-</sup>	面) 福祉資金 ズ子又は	(男子用)	請書		· 付	印	本人		
曲	フ	IJ	央定社ガ	番号	郵便番号	母子(父子)	(表 · 寡婦) <sup>-</sup>	面) 福祉資金 ズ子又は	(男子用)			· 付				<b>忍欄</b>
	フ氏フ	IJ IJ	決定社	番号ナ名ナ		母子(父子)	(表 · 寡婦) <sup>-</sup>	面) 福祉資金 マ子又は 個人	(男子用)	男 •		* 付				<b>忍欄</b>
請	フ氏フ住電勤	リ 話 名	央定者 ガ ガ	番 ナ 名 ナ 所 号 称	郵便番号	母子(父子)	(表 · 寡婦) <sup>-</sup>	面) 福祉資金 マ子又は 個人	番号	男 •		と 付				<b>忍欄</b>
申請者	フ氏フ住電	リ 話 名	央定社 ガ ガ ガ ガ	番 ナ 名 ナ 所 号 称	郵便番号	母子(父子)	(表 · 寡婦) <sup>-</sup>	面) 福祉資金 マ子又は 個人	番号	男•	<b>女</b>					<b>忍欄</b>

		( <del>4.</del> 71.34	, <del>/ -</del> 1	. 🗆		$\neg$											受	付	印
		貸付決	泛正都	亏															
	フ	IJ	ガ						 			男・	女			年	月		日生
申	氏フ	IJ		名 ナ															
中請	住			折	郵便番	:号													
者	電	話:	番	号	自宅					携	帯電	話							
П	修学	文は	修業	先									電記	番号					
	修学	生(業)	年	限						年間	学		年						年
	,	貸付決	や定番	号		1	母子	(父子	(表面) 帚) 福 <sup>-</sup> 竜又は	<b>业資金</b> 貨	貸付申	<b>非</b>		受	付	印	本。	人確	認欄
	,	貸付決	た定番	号		-	母子	(父子	帚)福	<b>业資金</b> 貨	学付申	<b>非</b>		受	付	印	本。	人確	認欄
	フ		ガ	ナ			母子	(父子	帚)福	<b>业資金</b> 貨			· 女			印	本。	人確	認欄
	フ氏	IJ	ガ	ナー名		+	母子	(父子	帚)福	业資金貸 子用)								人確	
申	フ	IJ	ガ	ナ	郵便番		<b>以</b>	(父子	帚)福	业資金貸 子用)								人確	
· 請	フ 氏 フ 住	IJ	ガ	ナ名ナ	郵便番		母子	(父子	帚)福	业資金管 子用) 個人番		男						人確	
	フ氏フ住電	IJ IJ	ガガ	ナカナー・			母子	(父子	帚)福	业資金管 子用) 個人番	号	男	·女					人確	
· 請	フ氏フ住電修	リリ	ガーガー	ナ名ナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			<b>母子</b>	(父子	帚)福	(祖資金貨子用) 個人番 携	号	男	·女					人確	
詩者	フ氏フ住電修	リリ話で又は	がががいていますが、	ナ名ナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			<b>母子</b>	(父子	帚)福	(祖資金貨子用) 個人番 携	号 帯電	男話	·女					人確	日生

Γ	母子(父子	・寡婦)福祉	資金償還的	免除申請書			本人確	認欄	] IC.
「 <u> </u>						年	月		日」
借主氏名								を 	
借主氏名				個人番号				に改	める。
2 改正前の別記様 現に残存するもの	で成28年1月1日から施行 様式第1号(1)、別記様式 Dは、所要の措置を講じた	第1号(2)及た上で当分の	間使用する	ることがで		る用紙で	。 ごこの封 -	規則の	施行の際
山形県児童福祉法平成27年12月25	法施行細則の一部を改正 <sup>∼</sup> 5日	する規則をこ							
山形県児童福祉法	福祉法施行細則の一部を 法施行細則(昭和42年3) 夏第1号及び第2号中「耶	月県規則第11	号)の一部		うに改正			71.	j
ふ り が な 本 人 氏 名		年齢	男・女	生年月	日	年	月	日	を
ふりがな     本人氏名     個人番号		年齢	男・女	生年月	Ħ	年	月	日	に、
年 郵便番号	月 日	電話番	号			を			
年郵便番号	月 日	電話番				に改め	かる。		
別記様式第1号別	川紙2を次のように改める	る。	7			1			

詚

 $\not \vdash$ 

 $\prec$ 

0

属

p

10

割

丰

華

松

灩

#

出

 $\boxplus$ 

世带外扶養義務者

出

 $\boxplus$ 

(洪

	フ 氏	リ ガ	ナ 名				別男	・女	生年月日		月 )	日歳
受	-	11 .13	. 1.									
	フ	リガ	ナ	   (郵便番号								
診	住		所	(郵便留方		)	(電影	番号				,
				被保険者証等の	全国健康保				>		早健康	-/ F
者				種別	保険・後期						I LUME A	)
	加入し	ている医療	療保険	被保険者証等の	71177 1277	31-3HI H			<u>- '</u> ' 険者の			
				記号及び番号				名和				
	I	フリ:	ガナ							□ ⇒ ± 1.		
		氏	名							受診者と の続柄		
		17.	<i>1</i> 1							<b>マンボジビイドリ</b>		
	多者の かんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	フリ	ガナ				支給認					
保部	<b></b>	住	所	(郵便番号	)		の氏名 療費			$\nabla$		
		(受診					は小児	慢性	特定疾	病  <sup>表則</sup>	のとお	39
		同じ場		(	-	,	医療費		給認定	の		
		記入不	·要)	(電話番号	<del>ਤ</del> ੋ	)	申請の	ノ有 悪				
	フ	リ ガ	ナ									
	氏		名			性	別	・女	生年			日
117	/III	1 45	号						月日		)	歳
受	個	人 番	カ									
診	フ	リガ	ナ									
н>	住		所	(郵便番号		)						,
者				hb /□ ₽△ → → → ×	人同時中に	1 17 1.4 1.7 1.1		番号		*41 A 🖂		)
				被保険者証等の 種別	全国健康保 保険・生活				`• 共》	育組 <b>台・</b> ) )	氏健康	ξ
	加入し	ている医療	療保険	被保険者証等の	体映・生化	「不喪・て	V / ILL (		 険者の	<del></del>		
				記号及び番号				名和				
		フリ	ガナ	H= 0 % 0 H= 0								
		т	<i>h</i>							□⇒+1		
		氏	名							受診者と の続柄		
		個人	釆 巳							V ノお元作り		
受記	多者の しょうしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かい		<b>田</b> ク									
	を 要者	フリ	ガナ						準世帯			
	~ -	   住	所	(郵便番号	)		の氏名  療費		び特定			
		   (受診					しくば	は小児は	曼性特	定裏面	のとお	59
		同じ場		(77.77.77	,	,	疾病医	医療費(	の支給	認中		
		記入不	要)	(電話番号	큣	)	定又は請の有	↓文紹言 『無	認定の	甲		
今回	可申請~	トる受診	:者が#	寺定医療費の支給認		特定医源	事費の母	ž.				
		ーーー ける受診 ている場		寺定医療費の支給認	有・無	特定医验验者番号		2				

今回申請する受 定難病)の支給 有無			有・無	病 特定医療 定難病) 者番号	名 変費 (指 の受給			lz.
「氏 名ように改める。		「氏 名」を	(HP>H 1) L	印又は署名	名)」		表)の備考第2	一」 項を次の
2 「申請区分」、「 別記様式第2号 3 「今回申請する は、該当するもの を、申請中の場合 別記様式第2号	(表)の備考に 受診者に係る。 のを○で囲み、 合は病名を記入	次の1項を加 特定医療費( 「有」を○で[	える。 指定難病)	の支給認	足又は支	を給認定の申記	青の有無」の欄	
氏 名	受診者 との続柄	職業又は 就学の状況		氏	名	個人番号	受診者 との続柄	
	本人						本人	
			を 					に、
特定医療費(指 費の支給認定の		\児慢性特定 <sub>图</sub>	<b>疾病医療</b>	を				
特定医療費(指 医療費の支給認				に、				
有(特定医療費 (病名:	• 小児慢性特別	E疾病医療費) )		を				
無・有(特定医 (病名及び受給		生特定疾病医療	<b>茶費)</b>	に改め、	同様式(	裏)の備考第	2項中「又は」	を「若し
くは」に、「の申請を、申請中の場合に		_	に、「病名	」を「支	給認定を	受けている場	合は病名及び受	給者番号

1549

受診者の フリガナ 氏 名     (電話番号 )       交診者の (受診者と同じ場合は記入不要)     (電話番号 )       フリガナ 氏 名 (受診者と同じ場合は記入不要)     (電話番号 )       プリガナ 氏 名 (電話番号 )     (電話番号 )       プリガナ 氏 名 (電話番号 )     (電話番号 )       び診者の (電話番号 )     (電話番号 )       アリガナ 氏 名 (電話番号 )     (電話番号 )       び診者の (電話番号 )     (電話番号 )       アリガナ 住 所 (郵便番号 (受診者と同じ場合は記入不要)     (電話番号 )		フリガナ 氏 名			性別	男・女	生年月日		月	日 歳)
住 所 (郵便番号 )     (電話番号 )       フリガナ 氏 名     受診者と同じ場合は記入不要)       受診者 個人番号 フリガナ 住 所 (郵便番号 )     (電話番号 )       フリガナ 住 所 (郵便番号 )     (電話番号 )       アリガナ 住 所 (郵便番号 )     (電話番号 )       受診者の 同人番号 フリガナ 氏 名	受診者						71 1			/////
住 所 (電話番号 ) フリガナ 氏 名   一次 (電話番号 ) で続柄   で表 を			   (郵便番号		)					
氏名     名     (電話番号       フリガナ (受診者と 同じ場合は 記入不要)     (電話番号     )       受診者     (電話番号     )       (電話番号     )       フリガナ 住所     (電話番号     )       で診者と の続柄     の続柄       (電話番号     )       フリガナ 氏名     (電話番号     )       (受診者と 同じ場合は 記入不要)     (電話番号     )		住所	(A) CHI		, (†	電話番号				)
氏     名     の続柄       フリガナ     (受診者と同じ場合は記入不要)     (電話番号)       大     名     性別 男・女 生年 年 月 日 ( 歳)       フリガナ     住 所 (郵便番号 )     (電話番号 )       フリガナ     氏 名 受診者との続柄       優人番号     フリガナ 住 所 (受診者と同じ場合は記入不要)     (電話番号 )		フリガナ						受診者と		
保護者     住 所 (郵便番号 )       (受診者と 同じ場合は 記入不要)     (電話番号 )       プリガナ 氏 名 (郵便番号 )     性別 男・女 生年 年 月 日 月 日 ( 歳)       フリガナ 住 所 (郵便番号 )     (電話番号 )       フリガナ 氏 名 受診者と の続柄     受診者と の続柄       個人番号 フリガナ 住 所 (受診者と 同じ場合は 記入不要)     (電話番号 )		氏 名								
(受診者と 同じ場合は 記入不要)     (電話番号)       フリガナ 住 所     性別 男・女 生年 月日     年 月 日 月日       で診者の 保護者     (電話番号)       マリガナ 住 所 (受診者と 同じ場合は 記入不要)     (電話番号)       (受診者と 同じ場合は 記入不要)     (電話番号)	受診者の									
同じ場合は 記入不要) (電話番号 ) フリガナ 氏 名 性別 男・女 生年 月 日 ( 歳) 個人番号 (電話番号 ) フリガナ 住 所 (郵便番号 ) (電話番号 ) フリガナ 氏 名 優人番号 フリガナ 住 所 (郵便番号 ) (受診者と同じ場合は 記入不要) (電話番号 )	呆護者		(郵便番号	)						
記入不要) (電話番号 ) ]   フリガナ   氏 名   性別   男・女   生年   年   月 日   月 日   ( 歳)   で記番号   で記番号 ) では記番号 ) では記番号 ) では記番号 ) では記番号 では、名   で記番号 では、名   で記番号 では、名   で記番号 では、名   で記番号   で記番号 ) では、名   で記番号   で記番号 ) では、名   で記番号   で記番号 ) では、名   で記番号   で記番号 ) では、名   で記番号 )   で記番号 )   では、名   で記番号   で記番号 )   では、名   で記番号   で記をは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ										
氏名     性別 男・女 生年 月 日 ( 歳)       四人番号     フリガナ (電話番号 )       住所 (郵便番号 )     (電話番号 )       アリガナ 氏名     受診者との続柄       日人番号     フリガナ 住所 (郵便番号 )       (受診者と同じ場合は記入不要)     (電話番号 )						(電	話番	<del>로</del>		)
氏名     性別 男・女 生年 月 日 ( 歳)       四人番号     フリガナ (電話番号 )       住所 (郵便番号 )     (電話番号 )       アリガナ 氏名     受診者との続柄       日人番号     フリガナ 住所 (郵便番号 )       (受診者と同じ場合は記入不要)     (電話番号 )										
受診者 個人番号		フリガナ								
受診者 個人番号 フリガナ 住 所 (郵便番号 ) (電話番号 ) フリガナ 氏 名 受診者と の続柄 (受診者と 同じ場合は 記入不要) (電話番号 ) (電話番号 ) )		氏 名			性別	男・女				
住 所     (郵便番号     )       フリガナ     受診者との続柄       保護者     フリガナ       住 所 (郵便番号 )     (受診者と同じ場合は記入不要)       (電話番号 )     (電話番号 )	受診者	個人番号			,		月日	(		歳)
(電話番号     (電話番号       フリガナ     氏名       (受診者と同じ場合は記入不要)     (電話番号       (電話番号     (電話番号		フリガナ								
氏名     受診者と の続柄       受診者の 保護者     フリガナ 住 所 (郵便番号 ) (受診者と 同じ場合は 記入不要)     (電話番号 )		住所	(郵便番号			電話番号				)
受診者の R護者 フリガナ 住 所 (郵便番号 ) (受診者と 同じ場合は 記入不要) (電話番号 )		フリガナ								
受診者の R護者 フリガナ 住 所 (郵便番号 ) (受診者と 同じ場合は 記入不要) (電話番号 )		氏 名								
住 所 (郵便番号 ) (受診者と 同じ場合は 記入不要) (電話番号 )	受診者の	個人番号						V 2 ASIC1Y1		
(受診者と 同じ場合は 記入不要) (電話番号 )	呆護者									
同じ場合は 記入不要) (電話番号 )			(郵便番号	)						
記入不要) (電話番号 )										
						(電	話番	<b>루</b>		)
	: 名		即」を		又は署名)」	に改める	0			

受		リ ガ					性別	男・女	生年		月	日
診	氏		名						月日	(		歳)
者	フ	リガ	ナ	(郵便番号		)						
	住		所	(對)(對)		,	( f	電話番号				)
		フリ	ガナ							受診者と		
		氏	名							の続柄		
受診		フリ	ガナ									
保護	養者	住	所	(郵便番号		)						
		(受記   同じ場	参者と 場合け									
		記入不						(電	話番	号		)
								1				
	フ	リカ	ナ				-					
受	氏		名				性別	男・女	生年			147
診	個	人番	: 号						月日	(		歳)
者		<u> </u>										
	··········· 住		········ 所	(郵便番号		)						
	<u> </u>	フリ					( F	電話番号				)
		氏	名							受診者と の続柄		
四刻	含者の しんしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん	個人	番号							-> //96113		
又 保護		フリ	ガナ									
		住	所	(郵便番号		)						
			参者と 場合は									
		記入る						(電	話番	号		)
į :	名			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	名 (	記名押印又	は署名)」	に改める	0			-

職	業 	備	:	考		個人番	号耶	<b>选</b>	業	備		考	
					を								に改める。
別記様式第	4 号中												
職業又は	就学の状況	等	備	考	Γ	個人番	:号	職業又	は就等	学の 	備	考	
													_
					を								- に改める
													_
引記様式第	4号の2の	2 (	表) 田 l	—」  氏 (記名:	押印	名 又は署名)							<u>-</u> 1
氏	名 又は署名)						1	請 に か	系る				
申請り	こ 係 る	個丿	(番号			ここと	かる。						J
別記様式第	4号の3中	[ [	記名押印又	【は署	名 名 名)	-			を				
氏(記名押印	名 又は署名)	個人	番号			···· [ [	1	出申請に ぶい児					
届出申記障がい	青に係る 児氏名	個人	(番号			こことである	める。						-
		_				<del>-</del>							

講じた上で当分の間使用することができる。

申 請 者 (記名押印又は署名) 個人番号		に、[		に い児					を
申請に係る 障がい児氏名 個人番号		に改め	<b>う</b> る。						
別紙様式第4号の6中	考 氏 名 又は署名)				<u> </u>	至			
		ر ا		氏		名			
申 請 者 氏 名 (記名押印又は署名) 個人番号		に、						を	
								I	
氏 名							-	•	
個人番号	に改める。								
個人番号									
個人番号									
別記様式第5号の2(表)中	年齢	生年月日	1	· を	性別	年齢	生年月日	個人番号	に、
生年月日職業		生年月	日	個人番	子号	Į	戦 業	]	
								- に改め、同	<b>司様式</b>
<ul> <li>(裏)の注書第3項中「里親希望者」別記様式第6号の3の2中「及び」 附 則</li> <li>1 この規則は、平成28年1月1日か2 改正前の別記様式第1号から別記</li> </ul>	を「、個人番 ら施行する。	号及び」	に改め	る。			記様式第3	号、別記様式	└第 4
号、別記様式第4号の2の2、別記号の2及び別記様式第6号の3の2	様式第4号の	3、別部	尼様式第	4号の	5、5	別記様	式第4号の	6、別記様式	<b>大第</b> 5

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

#### 山形県規則第75号

# 山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第13号)の一部を 次のように改正する。

第10条中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

# 附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 山形県規則第76号

別記様式第8号中

# 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和55年4月県規則第16号)の一部を次のように改正する。

氏名	措置入院者との 続 柄	年齢	職業	勤務先	
					を

氏名	個人番号	措置入院者との 続 柄	年齢	職業

に改める。

十八八十12/120日(亚唯日)	ш лу	<b>元</b> 五	ŦIX		352700 J	
「障がい者手帳申	請書					
別記様式第25号の2中	※市町村名	7		を		
	※受理年月日	3				
「障害者手帳申請書						
※市町村名						
「フ リ ガ ナ	,	DI. Hal		生年	<i>F</i>	
氏 名	<b>(II)</b>	性別	男・女	月日	年 月 日	を
住所			電話	(	)	) ]
フ リ ガ ナ	<b>(II)</b>	性別	男・女	生年	 年 月 日	
氏 名	•	11./3/1		月日		) — <del>7</del> / 22
住所			電話	(	)	に改め、
個 人 番 号						
同様式の注書第3項中「社会保険事務所」 別記様式第25号の3を次のように改める		所」に改	める。			-
様式第25号の3	0					
山形県知事 殿					年  月	日
					所 名(記名押印又は	署名)
				個人番兒		H H/
	申障害者保健福					
精神障害の状態がなくなった(精神障害 を発見した、精神障害者保健福祉手帳の交						
法律第45条の2第1項(精神保健及び精神 福祉に関する法律施行令第10条の2第1項				第10条第 2 J	頁、精神保健及び	精神障害者
(注) 個人番号は、精神障害の状態がな	くなった場合	のみ記人	してくださ	( )°	(市町村訂	7入欄)
					本人研	
別記様式第25号の4中 現行の手帳番号		日生	「個人番号現行の手	17	日生に、	「精神障が
い者保健福祉手帳居住地等変更届出書」を	·「精神障害者	保健福祉			出書」に、	

「(注) 都道府県の区域を越えて居住地を変更したときは、本届出書のほかに、手帳交付の申請書を提出してください。

「(注) 都道府県の区域を越えて居住地を変更したときは、本届出書のほかに、手帳交付 の申請書を提出してください。

> (市町村記入欄) 本人確認 に改める。 月 日生 になめる

別記様式第25号の5中「

年 月 日生」を 個人番号

に、「精神障がい者保

健福祉手帳再交付申請書」を「精神障害者保健福祉手帳再交付申請書」に、

- 「(注) 紛失以外の理由により申請するときは、障害者手帳を添付してください。」を
- 「(注) 紛失以外の理由により申請するときは、障害者手帳を添付してください。

本人確認に改める。

# 附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第8号、別記様式第25号の2及び別記様式第25号の3から別記様式第25号の5までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 山形県規則第77号

## 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月県規則第25号)の一部を次のように改正する。 別記様式第3号を次のように改める。

	2曜日)	山	形	県	公	報	弗	2709号	
式第3号	身体	エ 障 が	\\ ;	者氏	住 地 名		年	月	
山 形 県 知	事  殿					ふりがな 氏 名 生年月日 個人番号	年	月	日生
年月	日下記のとおり	居住地氏名	~~~			・届け出ます。			
新居住地				ふりがた 新氏名	;	童(			)
旧居住地				旧氏名	児:	童(			)
手帳番号 都・道・府・県	交付年月	年		隆	害	名	等級	児童と	の続柄
第	号 月	i I				機能障害	級		
(市町村記入欄) 年 月	日身体障害者手	帳記載	 済、f	台帳整理	<u></u> 関済			本人研	雀認

別記様式第4号を次のように改める。 様式第4号

## 身体障害者手帳再交付申請書

年 月 日

山形県知事 殿

のりづけ

写真貼付 (脱帽・上半身) 縦4ギ×横3ギ 〒 住 所 ふりがな

 氏
 名

 生年月日

 個人番号

職業

(期・女)年 月 日生

電話番号()

児童との続柄

※15歳未満の児童

ふりがな 氏 名

(男・女)

生年月日 個人番号 年 月 日生

身体障害者福祉法による身体障害者手帳を再交付願いたく、関係書類を添えて申請します。

再 交 付 申 請 理 由	手 帳 番 号	交 付 年 月 日
紛失・破損・程度変更	都・道・府・県・市	年 目 日
障害名追加 ・ 再認定	第    号	午 月 日

(市町村記入欄)

本人確認

- 備考 1 身体に障害のある15歳未満の児童については、保護者が代わつて申請すること。この場合は、児童の 氏名、生年月日及び個人番号を※の欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこ と。
  - 2 写真(申請前 1 年以内に脱帽して正面から上半身を撮影した、縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのもの)を貼付すること。
  - 3 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号

身体障害者手帳返還届

年 月 日

山形県知事 殿

住 所氏 名

下記の身体障害者手帳を再交付(破損、非該当、死亡( 年 月 日))のため返還いたします。 記

	住 所				
	氏 名				
手帳内容	身体障害者手帳番号	都・道・府・県・市	第		号
	同上交付年月日	年		月	目
	障害名	機能障害			級
個人番号					

(市町村記入欄)

本人確認

備考 「個人番号」の欄は、「非該当」又は「死亡」により返還する場合に、身体障害者の個人番号を記入する こと。

# 附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第3号から別記様式第5号までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 山形県規則第78号

# 山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改 正する規則

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則(平成18年3月県規則 第70号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号を次のように改める。

# 様式第4号

		自立支援医療費	支給認定	中請	<u>*</u>		(精	神通	完)(弟	折規・耳	<b></b> 写認定	₹・変更	<u>(</u> )			
	フリガラ				性另	ŧ	男・		年				生	年 .	月日	
障	受診者氏名	3			另	ij	<b>步</b> •	丛	齢			歳		年	月	H
害者・	受診者住所	F =								電話	番	号				
児	個人番号	<del>-</del>														
	フリガラ	÷ :								受診:	<u>.</u> 者と	の				
未満の記	保護者氏名	<u> </u>								関		係				
場カ	2 NO FEE	F =								電話	番	무				
合 15		号														
	受診者の被保険の記号及び番号						保	険 者	· 名							
		1 健保(本人・			国保 (-							船保(			=="	
	保険の区分	4 各種共済(本 7 労災 8	へ・豕原 その他		5 老份	₹ 6	生物	た(文: )	衍中·	申請中	1:(		)倫	祉事務所	<b>州</b> )	
										ļ			-		ļ	
	受診者と同一 保険の加入者															
	氏名・個人番号												ļ	-	ļ	
負担																
額																
に関		所 得 区 分	下記の1	~ 6	のいだり	1 7/\	当ってい	ナナス	t. 1017	! ○た~	ルナア	/ださ	l. X		<u>:                                    </u>	<u>:</u>
関する		生活保護世帯:						* * .º	0 4240	.0 2 -	<i>/</i> ( <i>)</i> (	1/20	· 0			
事		生保			生活保護											
項	該当する	市町村民税非課 税世帯:低 1	2   当・	特別	市町村日 章害者手 がそれる	- 当等	を含む	r。) が	属し、 80万円	受診者 引以下	手の収 (受診	入(障 者が18	害年金歳未満	ま・特別 青の場合	J児童∜ ↑は保部	ド養手 隻者全
	所得区分 ※チェックシ	市町村民税非課 税世帯:低2	3 受請	*者が	市町村目	民税非	:課税廿	帯に	属し、	2以外	トのも	の				
	ートを参照く ださい。	市町村民税課税 世帯:中間1	4 受記 なる		市町村貝 納めてい	民税調 いる市	県税世書 5町村日	帯に属 R税()	し、加 所得割	]入して  ) の合	こいる 計が	医療保 33,000	険の保 円未満	・険料の i	)算定対	寸象と
		市町村民税課税 世帯:中間2	5 受記 なる	を	市町村日 納めてい	民税調 いる市	県税世書 5町村目	特に属 R税()	し、加 所得割	]入して ]) の合	こいる 注計が	医療保 33,000	険の係 円以上	く険料の :235, 00	)算定文 )0円未	寸象と 満
		市町村民税課税 世帯:一定以上			市町村日 納めてい										)算定対	才象と
	重度かつ継続(	所得区分が中間1.	、中間2	又は一	·定以上	の場	<u>合</u> )※5	・エッ	クシー	・トを参	解く	ださい	o 1	該当	· 非	該当
精神	障害者保健福祉															
	<ul><li>を希望する指 日立支援医療機</li></ul>	医	療機関名	<u></u>					所	在:	地			==	話番号	<del>1</del>
関	(薬局・訪問看															
	「業所・精神科 「ケアを含む。)															
	の受給者番号					Bu	「方の:	亞, 公本	一部で	有効期	1 KB. T			年	月	В
	Fの受結有番号 Fの具体的方針					-				割 数 数	-					P
の変		有	・無				断書の		C 07 F	nu m	.07		有	i • 無	ę	

| ロンデー | ロンデー | ロンデー | ロンデー | ロンデー | ロンデー | ロン支援医療費の支給認定を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の規定により、上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者氏名

1

/※市町村受理的

山形県知事 殿

(任意)
1 世帯区分及び所得区分を確認する書類を添付してください。
2 重度かつ継続に該当する場合は、「重度かつ継続に関する意見書」を添付してください。
3 判定の結果、該当する所得区分や「重度かつ継続」の該当・非該当が変更される場合があります。
1 前回の支給認定の申請書に診断書を添付した方が、その有効期間満了後に引き続き支給認定の申請を行う場合であって、前回の支給認定の申請時から医療の具体的方針の変更がない場合は、診断書の添付を省略することができます。

ここから下の欄には記え	

自治体記入欄 申 請 受 理 進達収受 認定年月日 本 人 確 認 世帯確認書類 | 版内内口 | 不要 その他( 被保険者証等 住民票 標準負担額減額認定証 所 得 確 認 方 法 生活保護受給世帯の証明書等 年金証書の写し等 その他 ( 前回重度かつ継続 該当 ・ 非該当 同意書 {課税額等 | 主たる精神障害 | F0 F1 F2 F3 G40 その他/多数 今回重度かつ継続 該当 ・ 非該当 今回の支給認定に係 る診断書の添付 有(医療用・手帳同時用)・無(医療用2年目・手帳同時用2年目) 号 【備考】 理 番 適

備考 1 署名した場合は、押印を省略することができる。

2 新規・再認定・変更のいずれかを○で囲むこと。

別記様式第9号を次のように改める。

様式第	

	フ	IJ	ガ	ナ								性		別		生	年	月	日	
受	氏			名								男	・女					年	月	日
診	フ	IJ	ガ	ナ																
	住			所																
者	個	人	番	号																
					フリ	゠゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	ナ					!	!	:		:	!		続	柄
					氏		名													
保		護		者	フリ	ーガ	ナ													
(受	診者が]	18歳未満	歯の場合	記入)	住		所													
					個人	、番	号													
自立	立支援	医療費	受給者	番号			1				·									
受;	給者	証の	有効	期間				年	Ē	月		日カ	16			年		月		日まで
	事			項			変		更		前				変		更		後	
変			関する ・電話																	
更	保護	者に	関する・電話	事項																
力			こ関する 分・保険 <sup>5</sup>																	
容			一の加 <sub>.</sub> 保健福祉																	
			障害者																	
備				考																
			自立支 及び社 月	:会生活	舌を総									条第		の規定				
Ц	山形県	知事	殿																	

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

を

別記様式第	到0号。	Þ

'  <u>+</u>	フ	IJ	ガ	ナ						性	別	生	年	月	日
支給認定障害者	氏			名						男・	女		年	月	目
障												連絡	先(	電話都	番号)
害者	住			所									_	_	
					フ	リ	ガナ					続			柄
	保 護 者 (受診者が18歳未満の場合記入)		者	氏		名									
(受										連絡	先(	電話都	番号)		
					住		所						_	_	

Г															
	フ	IJ	ガ	ナ					性	別	生	年	月	日	
支給	氏			名					男	見・女		年	月	日	
認											連絡	先(	電話者	<u> </u>	
支給認定障害者	住			所								_	_		
有	個	人	番	号						1					1,-
					フ	リ	ガナ				続	·	·	柄	に
					氏		名								
	保	護		者							連絡	先(	電話者	<b>≨号)</b>	
(受	を診者 7	が18歳未済	歯の場合	記入)	住		所					_	_		
					個	人	番号								

1

Г		
1	本人確認	医療受給者証の返還
を		
_		受領印

に改める。

# 附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第4号、別記様式第9号及び別記様式第10号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。
  - 山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 山形県規則第79号

# 山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則(平成26年12月県規則第68号)の一部を次のように改正する。

		<i>"</i>	<u> </u>		
Ι	フ リ ガ ナ				
別記様式第1号(表)中	氏 名			性別	を
「フ リ ガ ナ			1		ال
氏 名			に、		
個人番号		11.73			
「フ リ ガ ナ			<u>-</u>		
氏名			受診者 の続柄	とを	
「フ リ ガ ナ				<b>-</b> -J 	
氏名			 受診者 の続柄	とした、	
個 人 番 号			▼ 7/19L1Y1		
「氏 名	「氏 名 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(記名押印又は署名)	に改め、同様式」	〔(裏)中	
氏名	氏 名	個人番号			
を			に、		
		]   を			
有(特定医療費・小児慢性	生特定疾病医療費)				
(病名:無	)	に改める。			
		']			

別記様式第7号を次のように改める。

# 様式第7号

# 特定医療費(指定難病)受給者証記載事項等変更届

		フ	リ	ガ	ナ														
		氏			名						性別	男·	女	生年 月日		年	€ (	月	日 歳)
受 診	<u>*</u>	個	人	番	号														
又的	19	フ	リ	ガ	ナ														
						(郵便	番号				)								
	住 月																		
												(電	直話:	番号					)
受診者	<b>全の</b>	フ	IJ	ガ	ナ										. 受	診者			
保護		氏			名											との			
(受彰	》者															売柄			
が18歳	<u> </u>	個	人	番	- 号														
満の場	#合 ├	フ	<u>U</u>	ガ	ナ	( <del></del>	·												
に記入		住	<b>⇒</b> ∧ <b>→</b> √	1 13	所	(郵便	!番号				)								
ること	。)			と同じ	場合							( <i>a</i>	<b>⇒</b> ⇒て:	च7. □					\
受			入不		П.							[ ]	<b>直</b> 詰。	番号					)
変変	<u>給</u> 更			番 事					更	 前					 変	更 🧵	 後		
发		-		<u>#</u> 関する						FIU					久	- 文	[友		
				所及び															
		号)	<b>、</b>	<i>////X</i>	1011														
			の保	 護者に	関す														
				.c i 名、住															
_			番号		.,,,,,,,														
				<u></u>	る事														
				記号及															
	号	、保	険者	の名称	並び														
	に	受診	者と	同一の	医療														
	保	険に	加入	してい	る者														
	Ø.	氏名	及び	個人番	:号)														
	医	療保	険の	適用区	分														
				準世帯															
				(氏名	及び														
		人番																	
		の他				1 }	台癒	2	死	亡		その他	(					)	
変	更		E	月	日	10 th-h	<del>ئ</del> ماس مے	h 🕁 /·	-t		年	月	, , ,	日		###	, ph '	<b>*</b> ) '	
	特定医療費支給認定申請書及び特定医療費受給者証の記載事項に変更があったので、難病の患者に対する 医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。																		
医療等					則第1	3余弟	1 垻0	ノ規定	によ	り、	上記の	とおり	通り	出ます。					
	年		月	日						로마	<b>本</b> (5)	♣०३८०	14 フ	- 小口===	大/				
												<b>砂</b> 有义	はて	の保護を	日丿				
											所 名								
II III	シリ シェア シェア シェア シェア シェア シェア シェア アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	重	殿							T	泊				(≡	記名押	ÉΠ∀	/十罗	夕)
ШЖ	ノポスリ	#	<i>广</i> 义												(F	山石7円	ラス	は者	111

- 備考 1 変更がある事項の□にレ印を記入し、変更の内容を記入すること。
  - 2 「性別」及び「その他」の欄については、該当するものを○で囲むこと。

#### 附則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号及び別記様式第7号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県立職業能力開発校に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第80号

# 山形県立職業能力開発校に関する規則等の一部を改正する規則

(山形県立職業能力開発校に関する規則の一部改正)

第1条 山形県立職業能力開発校に関する規則(昭和33年7月県規則第36号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「第15条の6第1項第1号」を「第15条の7第1項第1号」に改める。

(山形県職業転換給付金支給規則の一部改正)

第2条 山形県職業転換給付金支給規則 (昭和41年12月県規則第91号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第15条の6第1項各号」を「第15条の7第1項各号」に改める。

(山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部改正)

第3条 山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則(平成5年4月県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第15条の6第1項第2号」を「第15条の7第1項第2号」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

# 山形県告示第1069号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 農用地利用配分計画の概要

	賃借権の	設定等を受ける者	任件をつきなった。 シュフトル		
	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地   		
山口	泰弘	山形市大字二位田43番地	山形市西二位田41番1ほか5筆		
森谷	隆一	山形市大字風間43番地	山形市豊風77番ほか1筆		
松田	和浩	山形市大字中野100番地	山形市東篭野町7番ほか3筆		
細矢	拓真	山形市大字村木沢334番地5	山形市大字常明寺字大明神1222 番		
深瀬	嘉明	山形市印役町四丁目 1 番34号	山形市追散4番1ほか3筆		
平吹	正春	山形市大字前明石111番地	山形市西前明石49番ほか2筆		

平田 華織	山形市城西町四丁目 9 番31号	山形市大字内表字内表南575 1ほか5筆
西村 博幸	山形市大字柏倉835番地	山形市富神前52番
新関 庄廣	山形市大字村木沢414番地	山形市大字村木沢字替所6927 1
長岡 幸一	山形市大字内表53番地	山形市大字内表字内表西722 ほか3筆
東海林 貞悦	山形市大字渋江248番地	山形市大字渋江字三条621番 ほか3筆
丹野 雅彦	山形市大字今塚685番地	山形市馬洗場39番ほか2筆
髙橋 義信	山形市大字中野1966番地	山形市北田125番ほか1筆
須藤 久仁夫	山形市大字前明石300番地の1	山形市大字前明石字水下1295 1ほか7筆
櫻井 俊明	山形市大字中野216番地	山形市大字西中野字篭野町23
近藤 智洋	山形市大字成安553番地	山形市三社54番ほか7筆
後藤 強史	山形市大字漆山2492番地	山形市大字漆山字中丁4515番
池野 伸幸	山形市嶋南一丁目5番25号	山形市島89番
有限会社本沢農産	山形市大字長谷堂123番地	山形市大字長谷堂字飯森4729 ほか1筆
農事組合法人村木沢あじさい 農組合	山形市大字村木沢字金沢7198番地2	山形市並柳19番ほか1筆
農事組合法人nextfarr 白川	n 山形市大字成安553番地	山形市大字中野目字高玉178 ほか3筆
株式会社とかみファーム	山形市大字柏倉835番地	山形市大字柏倉字金池4068番 か4筆
木村 雅之	上山市原口500番地の2	上山市須田板字下新田254番 ほか4筆
木村 正臣	上山市原口432番地	上山市原口字東原38番ほか2
佐藤 利男	上山市下生居128番地	上山市牧野字下川原557番
阿部 宏哉	上山市皆沢1010番地	上山市原口字下原283番ほか 筆
里見 健一	上山市小穴29番地	上山市阿弥陀地字中道西1320 ほか4筆
塩野 英昭	上山市細谷1042番地	上山市阿弥陀地字谷地1491番 か1筆
佐竹 茂行	上山市川口54番地	上山市高松字中道2843番ほか 筆
齋野 義昭	上山市高松109番地	上山市高松字中里3062番

鈴木 寿和	上山市金谷442番地1	上山市泉川字沼ノ上176番1ほか6筆
稲毛 泰一	上山市仙石29番地	上山市仙石字久保田664番1ほか1筆
鈴木 純一	上山市金生東一丁目5番17号	上山市泉川字沼ノ上171番
冨田 政利	上山市中山2833番地	上山市中山字代5773番 2 ほか 1 筆
長谷川 惣一	上山市中山3559番地	上山市中山字境壱3598番ほか29 筆
有限会社タケダワイナリー	上山市四ツ谷二丁目6番1号	上山市金瓶字山ノ上244番 2 ほか4筆
逸見 正利	西村山郡河北町西里4861番地	西村山郡河北町西里字下槙6056 番ほか1筆
本木 裕一	西村山郡河北町西里1194番地	西村山郡河北町西里字塩ノ渕 5890番ほか1筆
奥津 光芳	西村山郡河北町大字溝延321番地	西村山郡河北町大字溝延字千苅 428番1ほか7筆
高橋 利信	西村山郡河北町大字溝延561番地	西村山郡河北町大字溝延字稲荷 原208番1ほか4筆
東海林 伸太郎	西村山郡河北町大字溝延字西浦188番地 の3	西村山郡河北町大字溝延字千苅 495番ほか4筆
農事組合法人ファームひなの里	西村山郡河北町谷地丙113番地	西村山郡河北町谷地字月山堂 1358番ほか5筆
渡辺 義信	西村山郡河北町谷地ひな市二丁目6番地の1	西村山郡河北町谷地字東1832番
菊地 良浩	西村山郡大江町大字本郷丙633番地の 6	西村山郡大江町大字本郷字八幡 前乙268番ほか6筆
須藤 典夫	最上郡金山町大字金山1546番地	最上郡金山町大字金山字入田茂 沢2208番1ほか1筆
小向 裕一	最上郡金山町大字下野明678番地	最上郡金山町大字金山字金山町 353番ほか4筆
柴田 和義	最上郡金山町大字有屋22番地	最上郡金山町大字有屋字向田表 306番
須藤 謙	最上郡金山町大字下野明567番地	最上郡金山町大字有屋字下向 357番ほか7筆
農事組合法人えぬふぁーむ	最上郡金山町大字山崎字三枝11番地	最上郡金山町大字山崎字三枝20 番ほか3筆
色摩 久市	南陽市鍋田1797番地の1	南陽市鍋田字中ノ坪1685番3
色摩 崇明	南陽市鍋田1795番地	南陽市鍋田字宿ノ浦1748番 1
後藤 英典	南陽市梨郷780番地	南陽市砂塚字上鼠田3300番ほか 3筆
松木 峻太	南陽市梨郷812番地	南陽市梨郷字本舘521番
竹田 聡	南陽市砂塚218番地	南陽市梨郷字落付場78番 1 ほか 2 筆

山田	<b>幸一</b>	南陽市宮内1075番地	南陽市三間通字北山1045番ほか
ЩЩ	<b>辛</b>	円物川岩191073番地	9筆
難波	衛市	鶴岡市藤沢乙89番地	鶴岡市湯田川字山谷49番ほか11
美比仅	1年111	鶴川川燎八〇09街地	筆
冨樫	俊弘	   東田川郡三川町大字横川字隠里27番地	東田川郡三川町大字横川字重合
虽性		東田川郡二川町入于懐川于隠里27番地 	219番ほか11筆
梅津	<b>∤</b> ₽.	   東田川郡三川町大字横川字家岸119番地	東田川郡三川町大字横川字家岸
	保	朱田川和二川町八十恞川十豕戸119街地 	367番1ほか2筆

# 2 認可年月日

平成27年12月18日

# 山形県告示第1070号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の	品種	名前	飼	養者
一型の音笛を	種 類	口口 1里	71 11	住所	名 称
31506990001	豚	デュロック 種	ゼンノー シモフ リ ヤマガタ 7 0003	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31506990002	豚	バークシャ 一種	キプリン オカ15 ヤマガタ 4 0005	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

# 山形県告示第1071号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病 の 種 類	家畜の種類	患畜、疑似 患 畜 の 別	明 数	発	生	場	所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 音	1	尾花沢市大字尾花沢5152番地の543				平成27.12.16

## 山形県告示第1072号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事    業			名		地 区		名	工事完了年月日						
農 (	村 た	地め	域池	防 整	災 備		災 事	事業	業 )	通	越	地	区	平成26年9月26日

## 山形県告示第1073号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月25日から平成28年1月7日まで縦覧に供する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市大字升形字堂ノ裏674番12から 同 674番1まで		旧	21.0 メートル く 6.5	メートル
同	上	新	21. 0 メートル	同 上

#### 山形県告示第1074号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月25日から平成28年1月7日まで縦覧に供する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 新庄市大字升形字堂ノ裏674番12から

同 674番1まで

3 供用開始の期日 平成27年12月25日

# 山形県告示第1075号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。 平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称
  - 一級河川最上川水系黒川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成27年12月17日

3 廃川敷地等の位置

上流 東置賜郡川西町大字高山字林1720番地先から

下流 東置賜郡川西町大字高山字一丁所二1742番4地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 656.95 m²

#### 山形県告示第1076号

次の開発行為は、完了した。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
  - 平成27年11月27日 指令村総建第131号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

西村山郡大江町大字藤田字前田83番1、86番1、86番2、86番3の一部、88番1、88番3、88番4、89番、94番2の一部、86番2地先の一部(水路)、88番1地先の一部(水路)、88番1地先の一部(道路)

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

西村山郡大江町大字左沢882番地1 大江町長 渡邉 兵吾

# 山形県告示第1077号

次の開発行為は、完了した。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成27年11月24日 指令村総建第134号

2 開発区域に含まれる地域の名称

尾花沢市大字荻袋字堂ケ塚1318-182、1318-202、1318-90の一部、1318-130の一部、1318-90地先市道 $\mathbb N$ -282号線の一部及び1318-130地先市道 $\mathbb N$ -277号線の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

尾花沢市若葉町一丁目1番3号 尾花沢市土地開発公社

#### 山形県告示第1078号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美栄子

# 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

#### 附則

この規程は、平成28年1月12日から施行する。

# 議 会 関 係 <sub>告</sub>

# 山形県議会告示第2号

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

山形県議会議長 野 川 政 文

# 山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成19年2月山形県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口を次のように改める。

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3 条第1項に規定する署名用電子証明書

# 附則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

# 教育委員会関係

# 規 則

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県教育委員会 委員長 菊 川 明

# 山形県教育委員会規則第20号

#### 山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成19年2月県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号口を次のように改める。

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3 条第1項に規定する署名用電子証明書

### 附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

# 公安委員会関係

# 規則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県公安委員会 委員長 前 田 直 己

#### 山形県公安委員会規則第12号

捜

# 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則(平成14年3月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 第40条第2項の表生活環境課の項中

処理し、関係事務を整理する。

L							* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
г								]
1	特	捜	指	ı	導	官	上司の命を受け、特に指定された犯罪の捜査に関する指導業務	
							(営業秘密保護対策官の職務に関することを除く。) を処理し、	
							関係事務を整理する。	に改める。
Ī	営業	秘	密保	護	対策	官	上司の命を受け、第22条第5号に掲げる事務(営業秘密侵害事犯	
							に関することに限る。)を整理する。	

官 上司の命を受け、特に指定された犯罪の捜査に関する指導業務を

#### 附 則

特

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

# 選挙管理委員会関係

告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年12月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
すずきむつおと新世代を 創る会	山 田 やす子	伊藤信子	米沢市大字舘山811-2	平成 27. 4.16
ブドウ党	熊谷祥太	池田孝子	酒田市若原町12-23	8. 3
わたなべ泰山後援会	渡 部 泰 山	押切玉喜	新庄市大手町2番29号	8.13
星川もとい後援会	星 川 基	星川恵子	最上郡舟形町舟形135-1	同 11. 2
山口ひろあき後援会	和 田 廣	天 野 良 光	南陽市若狭郷屋848-22	同 11.13
森富広後援会	信 夫 正 雄	荒澤広光	最上郡舟形町堀内185-1	司 11.20
伊藤とくいち後援会	伊藤篤市	今 井 茂 樹	西村山郡大江町大字左沢2592番 地-1	同 12. 2

# 山形県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成27年12月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

# 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏	異動事項		内					容		田利	年月日	Ī
政石団体の名称	名	共 助 尹 垻	新			旧					十月日		
自由民主党米沢市	1日. お7. 北	会計責任者の	鈴	木	藤	英	遠	藤	正	Y	平原	<b></b>	Ī
支部		氏名	亚印	/\ <u>\</u>	脐	光		除	止	人	27.	7. 5	
自由民主党南陽支	殿岡和郎	主たる事務所	古四.	±#:09/	<u> </u>		去四二	片棚 宍	1511		同		1
部	殿岡和郎	の所在地	南陽市荻830				南陽市椚塚1511					7. 6	
自由民主党高畠町	島津良平	会計責任者の	島	津	正	幸	竹	ш	修		同		1
支部	局保及平	氏名	一句	伊	IE.	羊	J.1	田	115			10. 16	
社会民主党酒田飽	佐藤三雄	会計責任者の	佐	藤	=	雄	di	ш	百	合 子	同		1
海支部	佐藤二雄	氏名	任.	脐	=	<b>松</b> 臣	Щ	田	H	<u>п</u> Т		11. 26	
民主党山形県第3	吉田大成	会計責任者の	鈴	木	光	祐	佐々	+	雄	一 郎	同		1
総支部	吉田大成	氏名	亚印	/N	ノロ	1/1	化 ~	木	<b>広臣</b>	(IX		12. 7	

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏	異動事項		内			容				異動年月日
政伯団体の石が	名	共助尹伐	新				旧				<b>共助</b> 十万 口
もがみ優和会	結城福治	代表者の氏名	結	城	福	治	早	坂	義	範	平成
0 /	NO 790   HO 10		까니	730	IШ	111		-),	秋	年15	27. 10. 29
洋 志 会	鈴木 洋	会計責任者の	石	Ш	朋	人	天	П	亮		同
什 心 云	如 八 一 什	氏名	111	Щ	лл	人		Н	元		11. 12
<b></b>	太田 実	主たる事務所	上山市旭町2丁目3-			上山市旭町2-9-32				同	
佐藤光義後援会	太田 実	の所在地	61-	61 - 9			<u>Г</u> Ш	[[]][[][][[][][][][][][][][][][][][][]	2 - 9 - 32		11. 15
吉田大成と刷新の	吉田大成	会計責任者の	A4	+	علد	祐	佐々	. +	雄 —	. <b>Á</b> 17	同
会	吉田大成	氏名	鈴	木	光	加	佐 ベ		広臣 —	- 郎	12. 7

# 山形県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年12月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政	治	団	体	0)	名	称	代	表	者	の	氏	名	解	散	年	月	日
小林いくお後援会									上			進		平成	ζ27. 10	. 30	
加藤賢-	·後援会	加		藤	賢	,	_		平成	ζ27. 11	. 12						
一政会		鑓		水			美		平成	ζ27. 11	. 17						
やりみず	一美後	鑓		水	秀		雄		平成	₹27. 11	. 17						
菅原元後	:援会						前		田			勝		平成	₹27. 11	. 30	
鈴木敏正後援会									代			登		平成	₹27. 11	. 30	

### 山形県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成27年12月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

資金	:管理[	団体の	の届									
出を	した	者(作	大表	公	職の	) 種	類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年	月日	
者)	の氏	名										
渡	部	泰	山	新	庄	市	長	わたなべ泰山後援会	新庄市大手町2番29号	平成27.	8. 10	

#### 山形県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を 取り消した旨の届出があった。

平成27年12月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

	:管理団 :者の氏	体の届  名	出を	資金管理団体の名称	取消	年月日
加	藤	賢	_	加藤賢一後援会	平成2	7. 11. 12
鑓	水	-	美	一政会	同	11. 17

#### 山形県選挙管理委員会告示第66号

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 a

#### 山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成19年2月県選挙管理委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号口を次のように改める。

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3 条第1項に規定する署名用電子証明書

#### 附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

# 人事委員会関係

### 規則

山形県人事委員会規則 1-2 (山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県人事委員会 委員長 安孫子 俊 彦

第2条第2項第2号口を次のように改める。

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3 条第1項に規定する署名用電子証明書

#### 附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

山形県人事委員会規則4-1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年12月25日

> 山形県人事委員会 委員長 安孫子 俊 彦

別表第3医師及び歯科医師の職の病院事業管理者の病院の項職級2の欄中

「病院の副院長及び部長

を「病院の副院長、部長及びセンター長」に改める。総合周産期母子医療センター長」

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

# 企業局関係

#### 規 程

#### 山形県企業管理規程第7号

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め

平成27年12月25日

山形県企業管理者 渉

#### 山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成19年2月県企業管理規程第4号)の 一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ロを次のように改める。

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3 条第1項に規定する署名用電子証明書

#### 附則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

# 病院事業局関係

### 規

#### 山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

#### 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「部並びに」を「部及びセンター並びに」に改め、同項の表中

部・センター名 に改め、同表山形県立中央病院の項中

第一診療部	診療各科		
第二診療部	人工透析室		
	緩和ケア室		
	内視鏡室		
	リハビリテーション室		
	栄養管理室	栄養管理係	
	化学療法室		]

を

第一診療部	診療各科(疼痛緩和内科を除く。)		
緩和ケアセンター	疼痛緩和内科		
	緩和ケア室		
第二診療部	人工透析室		リァコム・ム・フ
	内視鏡室		に改める。
	リハビリテーション室		
	栄養管理室	栄養管理係	
	化学療法室		ı

第17条第1項の表中

部長	部(病院の事務部、薬剤	上司の命を受けて部の事務を掌理し、	, <sub>2</sub> ,
	部及び看護部を除く。)	所属の職員を指揮監督する。	~

1	部長	部(病院の事務部、薬剤	上司の命を受けて部の事務を掌理し、	
		部及び看護部を除く。)	所属の職員を指揮監督する。	ルコトルフ
	センター長	緩和ケアセンター	上司の命を受けてセンターの事務を掌	に改める。
			理し、所属の職員を指揮監督する。	1

附則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

### 山形県病院事業管理規程第15号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成27年12月25日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

# 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

1 病院の長の職務

2 病院の副院長又は副所長の職務

別表第2ロの項の表中

3 病院の部長の職務

4 職務の内容及び責任の程度が前各項と同等又は相当と認められる 職務であらかじめ管理者が定める職務

- 1 病院の長の職務
- 2 病院の副院長又は副所長の職務
- 3 病院の部長又はセンター長の職務
- 4 職務の内容及び責任の程度が前各項と同等又は相当と認められる 職務であらかじめ管理者が定める職務

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

# 山形県病院事業管理規程第16号

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

山形県病院事業管理者 新澤陽 英

に改める。

### 山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成19年2月県病院事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

を

1576

第2条第2項第2号ロを次のように改める。

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3 条第1項に規定する署名用電子証明書

#### 附則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

# 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の 周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童 市役所において平成28年1月25日まで縦覧に供する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

天童ファッションモール

天童市芳賀土地区画整理事業地74街区外

- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日 平成27年8月7日
- 3 意見の概要

出店予定地の周辺地域は幹線道路の整備並びに事業所及び住宅の建設が予定されている区域であるため、交通 渋滞の緩和、騒音防止、適切な廃棄物処理、防犯等に関して、届出内容のとおり適正に対処するとともに、開店 後、予測と異なる状況が発生した場合等には、速やかに対処すること。

特に、新規開店時をはじめとする混雑時は、渋滞緩和のために適切な対策を講じること。

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)及び同号ロに規定する者としての認定に係る審査(以下「駐車監視員資格者認定考査」という。)を次のとおり実施する。

平成27年12月25日

山形県公安委員会 委員長 前 田 直 己

- 1 駐車監視員資格者講習
  - (1) 日時及び場所

内	容	Ħ			時	場	所
		期	日	平成2	8年2月8日(月)及び同月9日(火)		
講	義			受付	午前8時15分から午前8時45分まで		
		時	間	講義	午前8時45分から午後5時まで		
				指示	午後5時から午後5時15分まで	山形市松波二丁	目8番1号
		期	日	平成2	8年2月16日(火)	山形県警察本部	
修了:	考査			受付	午前8時15分から午前8時45分まで		
		時	間	考査	午前9時から午前10時まで		
				発表	午前11時から正午まで		

#### (2) 受講申込書の受付期間等

イ 受付期間

平成28年1月4日(月)から同月25日(月)まで

口 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受講申込書の提出先及び提出方法

イ 提出先

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課(以下「交通指導課」という。)

口 提出方法

受講希望者本人が持参すること。代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状(様式は問わない。)を添付すること。

- (4) 申込みに必要な書類等
  - イ 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通(交通指導課若しくは最寄りの警察署で受領するか又は山形県警察本部のホームページからA4サイズで両面印刷すること。)
  - ロ 写真 1枚(申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4 センチメートル(裏面に氏名記載)のものを、イの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。)
  - ハ 受講手数料20,000円(相当する額の山形県収入証紙を、イの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。) なお、納付された受講手数料は、還付しない。
- (5) 定員

受講定員は100名とする。定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

- (6) 講習受講に必要な書類等
  - イ 駐車監視員資格者講習受講票
  - 口 筆記用具
- 2 駐車監視員資格者認定考查
  - (1) 日時及び場所

日 時					場	所
期	目	平成28年2月16日(火)			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	口0巫1日
時	間	受付 午前8時15分から <sup>4</sup> 考査 午前9時から午前1 発表 午前11時から正午3	0時まで		山形市松波二丁山形県警察本部	日8番1号

- (2) 認定申請書の受付期間等
  - 1の(2)と同じ。
- (3) 認定申請書の提出先及び提出方法

1の(3)と同じ。

- (4) 申込みに必要な書類等
  - イ 認定申請書 1通(交通指導課で受領すること。)
  - ロ 写真 1枚(申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4 センチメートル(裏面に氏名記載)のものを、イの認定申請書の所定の欄に貼り付けること。)
  - ハ 確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第10条第1項各号のいずれ かに該当する者であることを証する書面
  - ニ 申請手数料4,500円(相当する額の山形県収入証紙を、イの認定申請書の所定の欄に貼り付けること。) なお、納付された申請手数料は、還付しない。
- (5) 認定考査受検に必要な書類等
  - イ 駐車監視員資格者認定考查受檢票
  - 口 筆記用具
- 3 問合せ先

本講習及び考査についての問合せは、交通指導課(電話023(626)0110 内線5124)に行うこと。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成27年11月に実施した平成26年度会計対象 財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年12月25日

 山形県監査委員
 森
 田
 廣

 山形県監査委員
 広
 谷
 五郎左エ門

 山形県監査委員
 会
 田
 稔
 夫

 山形県監査委員
 加
 藤

1 一般社団法人山形県私立学校振興基金協会

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況		寸	体	0	目	的	
100,000,000円	基本財産の現在額	私立学	校の教育	『環境等を	を整える	ことによ	り教育等のす	主実
	286, 394, 200円	を図り、	もって山	⊮県内ℴ	)教育文	化等の発	展に寄与する	5。
	県の出資割合 34.9%							

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

2 山形ジェイアール直行特急保有株式会社

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	[-	寸	体	Ø	目	的	
4,600,000,000円	基本財産の現在額	山形新幹	線の鉄道	直車両の	貸付、	鉄道施設	の改良工	事及び
	10, 200, 000, 000円	その施設の	貸付並で	びに付帯	関連す	る事業を	実施し、	もって
	県の出資割合 45.1%	在来線の活	性化とは	也域の振	興・発	展に寄与	する。	

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

3 公益財団法人山形県生活衛生営業指導センター

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監查委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況		団 体 の 目	的
2,000,000円	基本財産の現在額		生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興	を通じてその
	5, 000, 000	円	衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又	は消費者の利
	県の出資割合 40.0	%	益の擁護を図る。	

ロ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的
山形県生活衛生営業指導助	16, 420, 000円	16, 420, 000円	生活衛	生関係	営業の	経営の	健全化を
成費補助金			通じてそ	の衛生	水準の	維持向	上を図る
			目的で行	う事業	に要す	る経費	に対して
			補助する	0			

### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

4 公益財団法人山形県臓器移植推進機構

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の	状況		寸	体	の	目	的	
164, 438, 088円	基本財産の現在	臓器	移植に関す	る知識の	の普及啓	発を行う。	とともに、	医療	
	223, 7	223, 799, 723円			び臓器	移植が円	滑に行われ	1るため <i>0</i>	つ支援
	県の出資割合	を行う	ことにより	、臓器	移植の推	進を図り、	もって県	具民の	
		医療の[	句上及び福	福祉の増え	進に寄与	する。			

#### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

5 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	   基本財産の	状況	I	र्ग	体	Ø	目	的
10,000,000円	基本財産の現在	多様な福	番祉サー	-ビスがそ	その利用	者の意向	を尊重して総合	
	10, 0	的に提供さ	れるよ	う創意	L夫する	ことによ	り、利用者が、	
	県の出資割合	100.0%	個人の尊厳	後を保持 しょうしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん か	ましつつ、	自立し	た生活を	地域社会におい
					るようき	支援する	ことを目	的として、社会
			福祉事業を	行う。				

### ロ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県立泉荘	65, 381, 060円	平成23年4月1日	山形県立泉荘の施設等の維持
		~	管理及び運営に関する業務
		平成28年3月31日	
山形県立総合コロニー希	492, 251, 046円	平成23年4月1日	山形県立総合コロニー希望が
望が丘		~	丘の施設等の維持管理及び運営
		平成28年3月31日	に関する業務

山形県福祉休養ホーム寿	38, 396, 000円	平成23年4月1日	山形県福祉休養ホーム寿海荘
海荘		$\sim$	の施設等の維持管理及び運営に
		平成28年3月31日	関する業務

#### ハ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助	金	の	名	称	補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的
山形県社会福祉事業団運営			運営	493, 822, 981円	222, 341, 581円	円 山形県社会福祉事業団の健全な					
費補助金					を確保す	るため	に要す	る経費	に対し補		
							助する。				

### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

6 公益財団法人山形大学産業研究所

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監查委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況		寸	体	0)	目	的	
26, 500, 000円	基本財産の現在額	産・	学・官の	緊密な連	携の下に	、山形県	内におけ	る工業
	104, 530, 000円	技術に	関する研	究・振興	を図り、	もって地	地域社会の	科学技
	県の出資割合 25.4%	術・産	(業の向上	発展に寄	与する。			

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

7 学校法人慶應義塾(TTCK学術研究基金)

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の	状況		寸	体	0)	目	的	
1,925,000,000円	基本財産の現在	額	慶応	養塾大学	先端生命	科学研究	所を設置	し、庄内地方	を
	3, 513, 0	00,000円	中心と	する地域	をバイオ	テクノロ	ジー研究	の世界的な中	心
	県の出資割合	54.8%	地とし	て研究教	育活動を	展開し、	人材の育	成及び知的財産	産
			の形成	を図ると	ともに、	知的集積	や産業創	造を促進してい	1
			<。						

### ロ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的
慶應義塾大学先端生命科学	350,000,000円	350,000,000円	先端生	命科学	研究所	の研究	教育活動
研究所教育研究費補助金			を推進す	るため	、当該	研究教	育活動に
			要する経	費に対	して補	助する	0

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

#### 8 公益財団法人山形県みどり推進機構

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

#### (1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
1,897,855,123円	基本財産の現在額	緑豊かな生活環境の整備と県土緑化運動の展開を進める
	2,849,265,841円	ために、緑化事業の推進と緑化思想の高揚を図るととも
	県の出資割合 66.6%	に、林業担い手の育成・確保を推進し、もって潤いと活力
		に満ちた県土づくりに寄与する。

# ロ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指定期間	業 務 の 内 容
山形県県民の森	36, 234, 870円	平成24年4月1日 ~	山形県県民の森の管理及び運 営に関する業務
		平成27年3月31日	
山形県源流の森	44, 168, 000円	平成24年4月1日 ~	山形県源流の森の管理及び運 営に関する業務
		平成27年3月31日	

#### ハ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補 助 金 額	補助の目的
山形県みどり推進機構運営	2, 105, 369円	1,389,000円	森林の整備や都市、農山村の緑化並
費補助金			びにこれを支える林業従事者の育成、
			確保を推進するとともに、県土緑化運
			動の展開を通して緑化に対する県民の
			理解を深める。
山形県森林整備促進・林業	24,663,270円	24, 663, 270円	効率的な素材生産等に対応した就業
等再生事業補助金			者を緊急育成するための、必要な講習
			等への参加や労働災害防止対策の実施
			に対し、補助金を交付する。

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

# 9 山形鉄道株式会社

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

### (1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況		<u> </u>	f	体	Ø	目	的	
150,000,000円	基本財産の現在額		フラワー	長井線	の運営	を行う。			
	478, 450, 000	]							
	県の出資割合 31.4	0							

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

10 公益財団法人山形県暴力追放運動推進センター

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況		寸	体	Ø	I	的	
450, 000, 000円	基本財産の現在額	暴力回	団員による	る不当な	行為の予	防及び暴	力団員による	不
	626, 565, 000	当な行為	為による神	波害者等	に対する	支援等に	関する事業を	行
	県の出資割合 71.89	い、県国	民の暴力[	団追放意	識の高揚	に資する	とともに、暴	<u>:</u> 力
		団追放流	舌動を推済	進し、も	って暴力	団を根絶	して安全で平	穏
		な山形県	県の実現に	こ寄与す	る。			

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

11 株式会社ステージアンサンブル東北

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県県民会館	84, 025, 000円	平成24年4月1日 ~	山形県県民会館の管理及び運 営に関する業務
		平成29年3月31日	

#### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

12 社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県立点字図書館	29, 289, 000円	平成23年4月1日	山形県立点字図書館の管理及
		$\sim$	び運営に関する業務
		平成28年3月31日	
山形県身体障がい者保養	32,616,000円	平成23年4月1日	山形県身体障がい者保養所東
所東紅苑		$\sim$	紅苑の管理及び運営に関する業
		平成28年3月31日	務
山形県立ふれあいの家	12, 284, 000円	平成23年4月1日	山形県立ふれあいの家の管理
		$\sim$	及び運営に関する業務
		平成28年3月31日	

#### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

#### 13 酒田小型船舶安全協会

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

#### (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	26年度管理経費等	指定期間	業務の内容
第1酒田プレジャーボー	10, 982, 000円	平成24年4月1日	第1酒田プレジャーボートス
トスポット及び第2酒田		~	ポット及び第2酒田プレジャー
プレジャーボートスポッ		平成27年3月31日	ボートスポットの管理及び運営
F			に関する業務

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

#### 14 鼠ヶ関自治会

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

#### (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	26年度管理経費等	指定期間	業務の内容
マリンパーク鼠ヶ関	1,821,000円	平成25年4月1日	マリンパーク鼠ヶ関の管理及
		~	び運営に関する業務
		平成28年3月31日	

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

# 15 西蔵王公園施設企業共同体

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

# (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指定期間	業務の内容
西蔵王公園	36, 235, 000円	平成26年4月1日	西蔵王公園の管理及び運営に
		~ 平成28年 3 月31日	関する業務

#### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

### 16 悠創の丘企業共同体

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

#### (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指 定 期 間	業務の内容
悠創の丘	24, 722, 000円	平成26年4月1日 ~	悠創の丘の管理及び運営に関 する業務
		平成27年3月31日	

### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

### 17 庄内園芸緑化株式会社

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

### (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指定期間	業務の内容			
庄内空港緩衝緑地	92, 365, 714円	平成25年4月1日	庄内空港緩衝緑地の管理及び			
		$\sim$	運営に関する業務			
		平成28年3月31日				

#### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

# 18 山形県青年の家管理企業体

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

# (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指定期間	業務の内容			
山形県青年の家	40, 511, 000円	平成25年4月1日	山形県青年の家の管理及び運			
		$\sim$	営に関する業務			
		平成28年3月31日				

### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

### 19 公益財団法人山形市体育協会

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

#### (1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県体育館及び山形県	32, 914, 000円	平成25年4月1日	山形県体育館及び山形県武道
武道館		~	館の管理及び運営に関する業務
		平成28年3月31日	

平成27年12月25日 (金曜日) **山 形 県 公 報 第2709号** 

山形県あかねヶ丘陸上競	16, 971, 000円	平成25年4月1日	山形県あかねヶ丘陸上競技場
技場		~	の管理及び運営に関する業務
		平成28年3月31日	

#### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

### 20 庄内交通株式会社

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左工門、会田 稔夫、加藤 香

# (1) 監査事項

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	0	B	的
山形県地域間幹線系統確保 維持費等補助金	27, 072, 000円	13, 533, 000円					ス路線の 運行維持
			を図るた る。	めに要	する経	費に対	し補助す

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。